

日清食品グループ内部通報規程（抜粋）

第3章 内部通報に関する対応

（通報者の保護）

第18条 通報者等は、通報窓口に通報等をしたことを理由として、解雇、降格、減給その他のいかなる不利益な処分を受けない。

2. 通報者等は、通報等をしたことを理由として、職場環境が悪化することのないように、適切な措置を受けることができる。
3. 通報者等の探索や通報者等に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者（通報者の上司、同僚等を含む。）は、各社の就業規則に従い処分を科されることがある。
4. 前1項及び3項の不利益な取り扱いには、例えば以下の行為が含まれる。
 - (1) 従業員たる地位の得喪に関する不利益な取り扱い
 - (2) 人事上の不利益な取り扱い
 - (3) 経済待遇上の不利益な取り扱い
 - (4) 精神上生活上の不利益な取り扱い
5. 何人も、通報等をしたことを理由として、通報者等の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を取らなければならない。

（被通報者による不利益な取り扱いの防止）

第19条 会社は、通報者に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った被通報者及び通報者の上司、同僚等に対し、就業規則に従って処分を科することができる。

（守秘義務）

第20条 通報窓口に関与する者、通報を端緒とする調査に関与する者、及び是正措置に関与する者（3者をあわせて「公益通報対応業務従事者」、以下本規程において「従事者」という）は、通報者等の個人情報や通報等のされた内容及び調査で知り得た情報を正当な理由なく第三者に開示してはならない。通報者等及び調査に協力する者も同様とする。

2. 正当な理由なく情報を開示した者は、各社の就業規則に従い処分されることがある。
3. コンプライアンス委員会委員長、実務責任者及びガバナンス部のコンプライア

ンスグループに所属する従業員は常に従事者となる。その他に従事者を指定する必要がある時は、実務責任者がこれを指定する。

4. 社外に通報等の受付窓口を設置する場合、実務責任者は必要に応じて従事者を指定する。
5. 常勤監査役が担当する内部通報窓口については常勤監査役が常に従事者となる。常勤監査役が担当する内部通報窓口で受付けた事案について、その他に従事者を指定する必要がある時は、常勤監査役がこれを指定する。
6. 委員会事務局は従業員に対する周知・研修及び通報等の受付にあたっては、従事者、通報者等及び調査に協力する者が適切に情報管理することの重要性について注意喚起に努めることとする。